

○ 令和元年6月12日に建設業法等の一部を改正する法律が公布※され、**監理技術者の専任の緩和、主任技術者の配置義務の見直し**など、工事現場の技術者に関する規制が合理化されました。

⇒ 上記を踏まえ、「監理技術者制度運用マニュアル」を改正し、監理技術者制度の適確な運用の徹底を図ります。

※建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第30号)

改正の概要

○特例監理技術者を配置した場合の留意事項を明記 (監理技術者の専任の緩和)

【二-三 監理技術者等の職務】

- ・ 監理技術者補佐を専任で配置した場合においても、特例監理技術者※に求められる責務は従前と変わらず施工計画の作成、工程管理、品質管理など監理技術者に求められる職務を担っている旨、明確化。
- ・ 特例監理技術者は、職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導監督することが求められる。

【三 監理技術者等の工事現場における専任】

- ・ 特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲は、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする旨、明確化。
- ・ 特例監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当な場合、特例監理技術者の変更を指示する可能性がある。

※法第26条第3項ただし書により、監理技術者の職務を補佐する者として工事現場に専任で配置した場合に兼務が認められる監理技術者

○これまで発出済みの通知等に伴う見直し

【三 監理技術者等の工事現場における専任】

- ・ 技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由により、専任の監理技術者等が短期間工事現場を離れることは差し支えない旨、明確化。

○特定専門工事を適用した場合の留意事項を明記 (主任技術者の配置義務の見直し)

【二-二 監理技術者等の設置】

- ・ 特定専門工事※の元請等が配置する主任技術者の要件の一つである「指導監督的実務経験」の内容を明確化。
- ・ 特定専門工事の元請等の主任技術者が当該下請に対し行う指示は、技術上の指導・監督に関する内容であり、当該下請の現場の責任者に対し行われるよう留意する必要がある旨、明確化。

※法第26条の3第2項により、一定の条件の下、元請負人に主任技術者を配置した場合、下請負人に主任技術者の配置を要しない工事

○その他法令改正に伴う見直し

【四 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯等】

- ・ 監理技術者講習の有効期限の起算日の考え方の見直しについて明記。

【七 建設業法の遵守】

- ・ 建設工事の不適切な施工の原因が建設資材に起因する場合、建設資材製造業者等に対して改善勧告・命令ができる旨、明記。